

第5次 さっぽろ市民福祉活動計画

【2018年度～2023年度】



社会福祉法人

札幌市社会福祉協議会

はじめに

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を目指すことがかけられました。「地域共生社会」の実現に向けては、平成28年7月に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、「地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」が平成29年9月に『最終とりまとめ』を公表しました。そこでは、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりが期待されています。

札幌においても、少子高齢化の進行等に伴う地域課題への対応として、これまで、福祉のまち推進事業等の様々な活動を展開してまいりました。しかし、制度の狭間にある課題や複合して生じる課題など、地域課題は複雑・多様化しており、本会の活動の更なる活性化が求められています。

このような状況のもと、本会では、「第4次さっぽろ市民福祉活動計画」が平成29年度で終了することから、新しい計画策定に向け、北星学園大学社会福祉学部 岡田 直人 教授を委員長とする策定委員会を設置し、策定に取り組んでまいりました。

この計画では、これまで実施してきた活動や事業の充実・強化を図ることはもとより、「地域共生社会」の実現に向け、新たな取組みとして、「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を中心に、「新たな市民参加の仕組みづくり」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「新たな地域福祉活動の拠点・居場所の調査研究（新たな相談支援体制づくり）」などを盛り込みました。

また、平成30年度から進められる行政計画の「札幌市地域福祉社会計画」とも、密接に連携・連動し、より確実に計画の推進を図ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、本計画の推進にあたりましては、地区社会福祉協議会、地区福祉のまち推進センターはじめ、地区民生委員児童委員協議会などの地域の関係機関・諸団体、福祉施設、ボランティア・NPO の皆様のご協力が必要であります。どうぞ本計画及び本会、区社会福祉協議会の取組みにご理解とご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成30年4月

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

会 長 福 迫 尚 一 郎

第5次さっぽろ市民福祉活動計画

I	策定の考え方	……………	P 2～3
1	趣旨		
2	位置づけ		
3	札幌市の計画との関係		
4	期間		
5	推進主体		
6	進行管理・評価		
II	現状と課題	……………	P 4～5
1	現状		
2	課題		
III	計画の目指すかたち	……………	P 6～10
1	理念		
2	目標		
IV	具体的な取組	……………	P 11～50
1	新しい取組（チャレンジ）		
2	6つアクションの具体的な取組		
3	活動計画の評価指標		
4	活動の役割分担		
V	資料	……………	P 51～80
1	第4次さっぽろ市民福祉活動計画 主な事業の成果と課題		
2	社会福祉の変遷と社会福祉協議会の動き		
3	さっぽろ市民福祉活動計画策定委員会		
4	用語説明		

I 策定の考え方

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢社会の到来、世帯の単身・核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、高齢、障がい、子育て、生活困窮など、様々な生活上の課題を抱えた世帯が増えてきています。今後も、人口減少が進行し、さらに社会的に孤立する世帯が増えることにより、生活課題の解決が困難な世帯が増えていくと考えられます。こうした生活課題の中には、深刻化する前に、住民同士の相互の助け合いや交流、関係機関の連携により、防止することができる場合が多々あります。困りごとや生きづらさを理解すること、多くの人助け合いの輪に参加することが必要です。地域の力を高め、結集することで、孤立のない、誰もが安心して暮らすことができるまち“さっぽろ”を実現できます。さっぽろ市民福祉活動計画は、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、様々な取組を計画的に進めていくために策定しました。

2 計画の位置づけ

「さっぽろ市民福祉活動計画」とは、札幌市社会福祉協議会(注 1p80)がつくる地域福祉活動計画のことです。地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、市民・住民、地域において社会福祉に関わる活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力して策定する、地域福祉の推進を目的とする民間の活動計画」です。

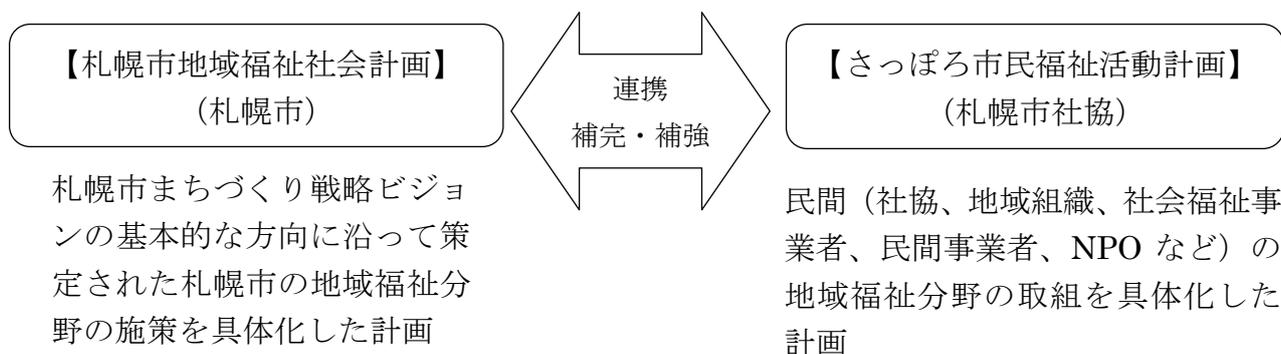
札幌市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の地域福祉活動計画は、平成5年に第1次計画を策定しています。当時、この計画を「札幌市地域福祉市民活動計画」と名前をつけました。これは、区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）の社会福祉法人格取得により、市社協の事業も大きく拡大したことから、この活動計画の策定に至りました。

その後、平成16年度に、平成5年度の計画を全面的に改定し、「186万人の地域福祉市民活動計画」として平成20年度までの第2次計画を策定、平成21年度に第3次計画「さっぽろ市民福祉活動計画」を策定、平成24年度に第4次計画「さっぽろ市民福祉活動計画」を策定しました。平成27年度には、福祉関係3団体統合を受け、第4次計画を改訂し、今日に至っています。

期	計画名称	計画期間
第1次	札幌市地域福祉市民活動計画	平成 5～11年度（7年間）
第2次	186万人の地域福祉市民活動計画	平成16～20年度（5年間）
第3次	さっぽろ市民福祉活動計画	平成21～23年度（3年間）
第4次	さっぽろ市民福祉活動計画	平成24～29年度（6年間）

3 地域福祉を進める「札幌市地域福祉社会計画」との関係

札幌市地域福祉社会計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン（H25～H34）」のもとで、地域福祉分野の施策を推進する個別計画と位置付けられています。「札幌市地域福祉社会計画」と「さっぽろ市民福祉活動計画」は、ともに市民の参加を得て、地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強しあう関係にあります。



4 計画の期間

平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）の6か年とします。ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や札幌市の動向に応じて、順次、必要な見直しを図ります。

計画の期間を6か年としたのは、行政計画である「札幌市地域福祉社会計画」と一体的に地域福祉の推進を進めていくために、札幌市の計画期間と連動させたものです。

5 計画の推進主体

本計画は、市社協と区社協が中心になり、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）、地区福祉のまち推進センター（以下「地区福まち」という。）^(注2 P80)をはじめ、地区民生委員児童委員協議会^(注3 P80)などの地域福祉に関わる関係機関・団体、地域住民、行政等と協働しながら計画的に札幌市全体の地域福祉を進めるものです。

6 計画の進行管理・評価

本計画を単年度の事業計画に具体的に反映していくために、市社協内に進行管理・評価を行う推進体制を整備し、本計画の進捗状況の共有及び進行管理を図ります。

また、本計画の進捗状況を地域福祉活動関係者と共有するための意見交換会などの機会を市社協と区社協の協働により企画し行います。

II 現状と課題

1 現状

わが国は、少子高齢化、人口減少、働き方の多様化、女性の社会進出、核家族化が進行し、地域社会や家庭の機能が大きく変容していく中、人々の生き方・暮らし方が多様化しています。札幌でも、高齢者の割合は、**25.7%**（平成29年4月1日現在札幌市住民基本台帳）と増加し続けており、合計特殊出生率は、**1.16**（平成26年厚生労働省「人口動態統計」）と若干の上昇がみられるものの、低位で推移しています。単身世帯の割合は、全国同様、年々、増加し続けており、家庭における支援機能が低下しているものと考えられます。また、高齢者の貧困、ひとり親（母子等）家庭の貧困、子どもの貧困等が構造的な課題として、深刻化し明らかになってきました。世帯の孤立を主な要因としてもたらされる、孤立死、ニート、ひきこもり、ホームレス、ゴミ屋敷といった問題や、認知症高齢者の介護、家庭内での高齢者虐待、児童虐待さらにはDV（家庭内暴力）被害、子育て不安なども年々増加している傾向にあります。

2 地域社会の変化から導き出された課題

私たちは、新たなさっぽろ市民福祉活動計画の策定にあたり、これら複雑・多様化する課題を抱える世帯を、3つのカテゴリーに分けて考察してみました。

一つ目として、①既存制度だけではなく、既存制度の利用と同時に、見守りや声掛け、生活支援、金銭管理、交流など、「既存制度外の支援が必要な世帯（既存制度だけでは救えない世帯）」。

二つ目として、②地域住民等による支援だけでは対応できない、認知症や虐待への対応、身体介護などといった「専門的な支援が必要とされる世帯」。

三つ目として、③高齢の親と働いてない独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児が同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、障がいのある子の親が高齢化し介護を要する世帯など、様々な課題が複合している世帯＝「複数の困りごとを抱える世帯」。これら3つのカテゴリーの世帯が、顕在的にも潜在的にも増加してきていると考えられます。

- ①既存制度では救えない世帯の増加
- ②専門的な支援が必要とされる世帯の増加
- ③複数の困りごとを抱える世帯の増加

3 これまでの計画推進から導き出された課題

これまで、前活動計画に基づき、各取組を推進してきましたが、事業実施上の課題として、4つの課題が浮き彫りになりました。

① 「地域社会との関係の希薄化」、「地域社会への関心の低下」

単身世帯の増加やライフスタイルの変化等の影響により、地域社会との関わりが希薄になっている世帯が増えており、地域での助け合い活動を推進する上で課題となっています。また、地域社会・地域課題や地域を支えることへの関心も低くなっています。

② 「人材不足」

地域を支える人材についても、地域活動者の高齢化、地域活動への担い手不足があります。

③ 「連携不足」、「情報が不足」

地域住民と福祉専門職の連携不足、福祉と医療、福祉と法律関係等の連携不足など、様々な機関・団体が有機的につながる仕組みが不足していることが課題となっています。

必要な人(高齢者等)に必要な情報(利用可能な制度など)が届いていなかったり、個人情報への活用が効果的に行われていないといった情報共有のあり方も課題として挙げられています。

④ 「支援体制が弱い」

地域では担えない複雑かつ専門的な課題の増加や制度の狭間にある課題を抱える世帯が増加しており、これら多様化している課題に対し、新たな資源の創設や支援体制の強化が必要となっています。また、災害発生時における支援体制の整備も課題となっています。

Ⅲ 計画の目指すかたち

1 基本理念

『みんなが主役！お互いに支え合うやさしいまちづくりに向けて』

様々な課題を解決するためには、多くの市民が「共感」し、「育ち」、「つながり」、共に支えるといった一連の流れ（仕組み）が必要であると考えています。

そこで、本計画の基本理念を市民が自主的に主役（我が事）として、つながりをもって互いに支え合う地域社会を実現することを願い、『みんなが主役！お互いに支え合うやさしいまちづくりに向けて』としました。

2 基本目標

地域を基盤とするコミュニティソーシャルワーク機能の強化

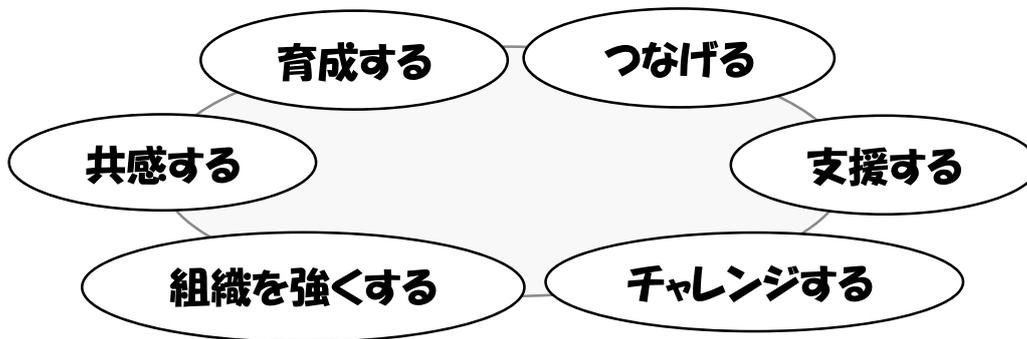
前述（P 4）3つの課題を抱える世帯に対応するためには、新たなサービスの開発、住民主体による地域課題の解決力強化とその体制づくり（＝①地域支援）、支援を必要とする人を訪問し、寄り添い、様々な関係機関と結びつけることにより、課題の解決する（＝②個別支援）、福祉分野を超えた多様な機関の連携による包括的な相談・支援体制づくり（＝③支援の仕組みづくり）の3つの取組からなる「地域を基盤とするコミュニティソーシャルワーク」が必要であるという考えに至りました。コミュニティソーシャルワーク機能を強化するため、専門職としてコミュニティソーシャルワーカー^{（注4 P80）}の配置を目指し、①地域支援、②個別支援、③仕組みづくりを重点的に強化する『地域を基盤とするコミュニティソーシャルワーク機能の強化』を基本目標としました。

3 6つのアクション

上記、基本目標を達成するため、活動推進上から浮かび上がった具体的課題（P 5「4つの課題」）に対応する6つのアクションに取組みます。

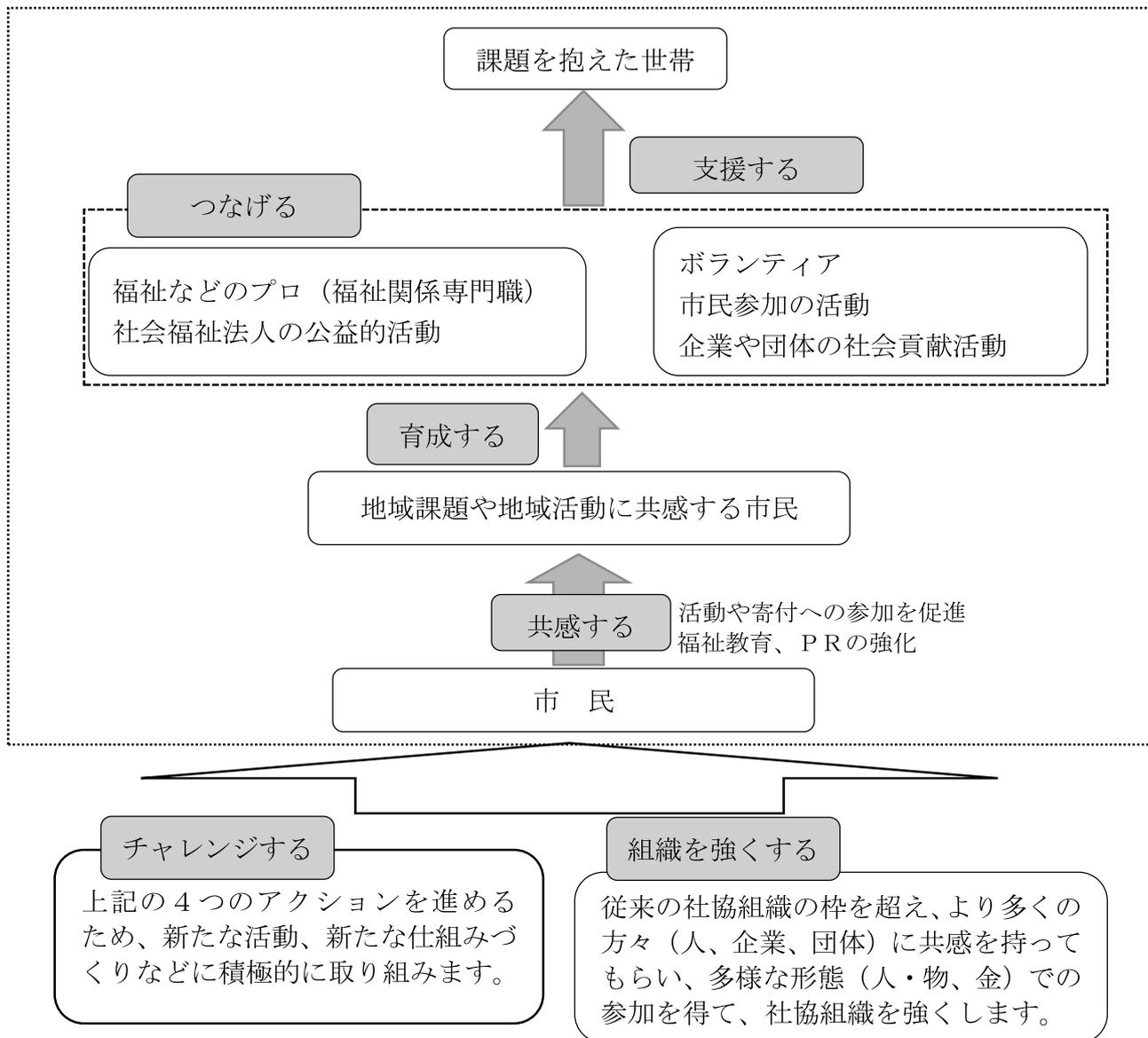
- ① 地域社会との関係の希薄化、地域への関心が低下しています。高齢者や障がい者等への理解、地域福祉活動への関心を高めるため、様々な地域課題への共感を高める取組を実施します。
- ② 地域福祉を担う専門職や地域課題に主体的に関わる地域住民等を育成し、人材確保につなげる取組を実施します。
- ③ 人と人、多様な機関・団体等が、互いにつなげる仕組みづくりを行い、連携不足、情報不足を解消する取組を実施します。
- ④ 地域の複雑・多様化する課題や制度の狭間の課題などを支援する仕組みづくりを行い、支援体制を強化する取組を実施します。

そして、①～④のアクションを進めるため、従来の社協組織の枠を超え、より多くの人々（人、企業、団体）の参加（人、物、金など様々な形態での参加）を得て、⑤社協組織を強くし、新たな課題へ⑥チャレンジします。



実際の実取組では、それぞれのアクションが連動して展開されます。

【理念と目標を達成するための6つのアクション】



『第5次さっぼろ市民福祉活動計画』（計画期間：2018年度～2023年度）の構成

アクション	アクションの方向性	主な取組
共感する	地域福祉や地域課題への関心を高めるため、福祉教育や地域課題を知ってもらう活動に取り組めます。（「他人事」から「我が事」として地域住民、福祉施設、企業等の主体的な参加を促す）	1 児童・生徒・学生への福祉教育 2 一般への福祉教育
育成する	札幌の地域福祉力を高めるため、福祉専門職の育成と市民のボランティア活動への参加促進に取り組めます。	1 地域の担い手の育成 2 福祉人材（専門職）の育成
つなげる	課題認識の共有と課題解決力の向上のため、地域の人と人、人と団体、団体と団体などをつなげる事業に取り組めます。	1 地縁組織の連携 2 市民同士の連携 3 多様な機関・団体との連携
支援する	多様化する課題に対し、福祉専門職と主体的に参加する市民が連携する、包括的・総合的な相談・支援に取り組めます。 また、災害時に備えた体制づくりにも取り組めます。	1 見守り・訪問活動の推進 2 交流・生きがいづくりの推進 3 生活支援（家事、除雪、子育て、外出など） 4 権利擁護の推進 5 介護予防の実施 6 介護・看護（高齢者、障がい者等）サービスの実施 7 災害ボランティアセンターの設置・運営
組織を強くする	より多くの方々に地域課題に対する共感を促し、地域福祉活動への参加（実際の活動や寄付など）に結びつけ、活動の基盤（組織）の強化に取り組めます。	1 企業・団体との連携 2 寄附・賛助会員制度のPR 3 広報活動の強化
チャレンジする	新たな課題に対峙・解決するための、新たな仕組みを検討し、実際の活動に結びつけます。	1 CSW 機能（地域支援、個別支援、仕組みづくり）の強化 2 新たな市民参加の仕組みづくり 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり 4 新たな相談支援体制づくり

【基本理念】

『みんなが主役。お互いに支え合ひつよさを高めあひつよさをむかふ』

【基本目標】

地域を基盤とする
コミュニティソーシャルワーク機能の強化

【地域社会の課題】

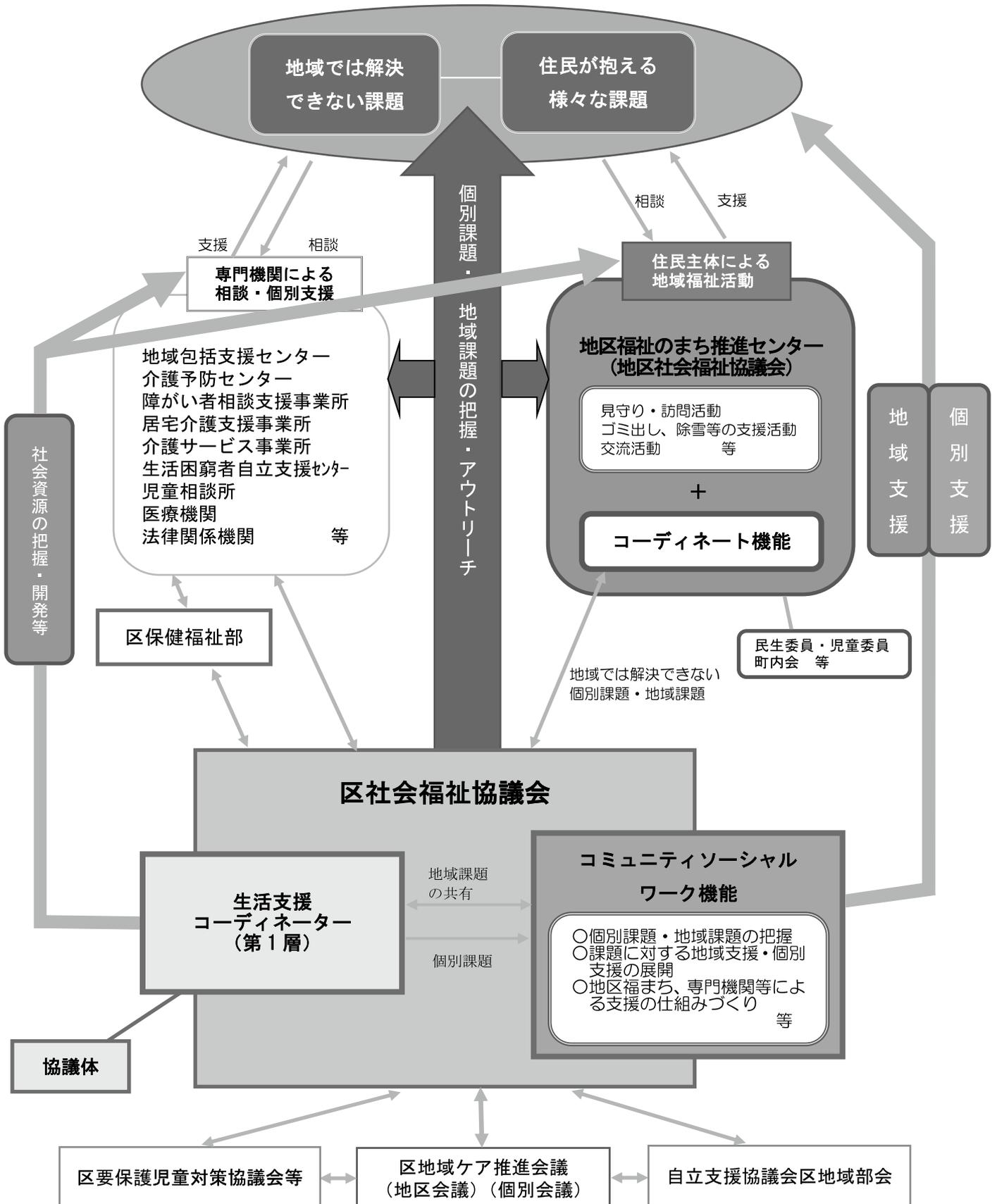
- ① 既存制度では救えない世帯の増加
- ② 専門的な支援が必要とされる世帯の増加
- ③ 複数の困りごとを抱える世帯の増加

【現計画推進上の課題】

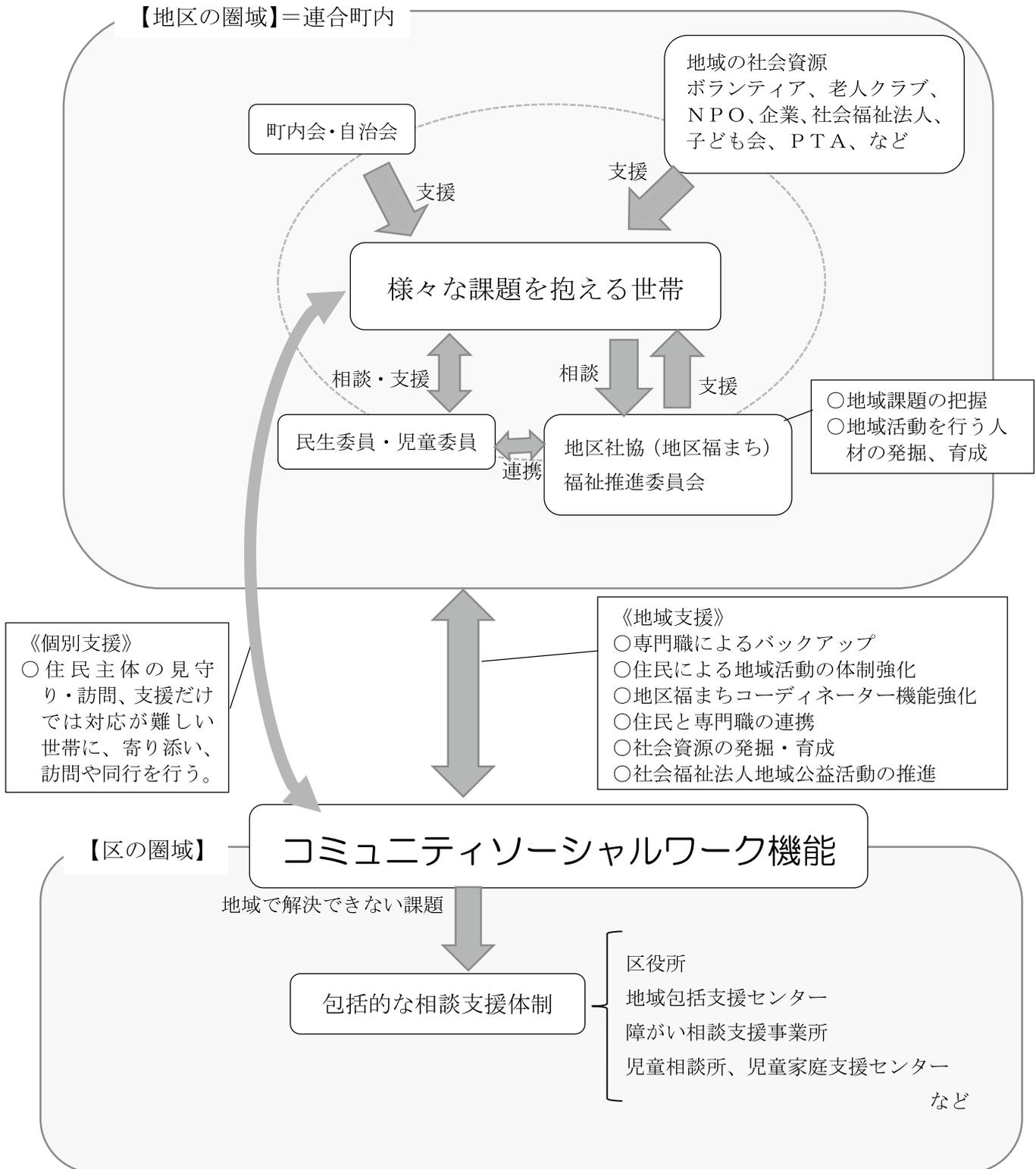
- ① 「地域社会との関係の希薄化」
⇒ 共感する
⇒ 「地域を支えることへの関心が低い」
⇒ 育成する
- ② 「人材不足」
⇒ つなげる
- ③ 「連携不足」、「情報が少ない」
⇒ 支援する
- ④ 「支援体制が弱い」

地域福祉推進に係る今後の取組方策

— コミュニティソーシャルワークを中心とする生活課題の解決に向けて —



地域における住民主体の課題解決と包括的な相談支援体制



IV 具体的な取組

1 新) さっぽろ市民福祉活動計画が【チャレンジする】新たな取組

① コミュニティソーシャルワーク機能の強化

～「地域支援」、「個別支援」、「仕組みづくり」の強化～

生活課題が複雑、多様化し、制度の狭間にある課題への支援が求められています。個別ニーズの把握、住民組織や関係機関等が協働した課題解決を図るため、社協のコミュニティソーシャルワーク機能と地区福まちのコーディネート機能を強化します。また、そのための支援体制の整備を検討します。

② 新たな市民参加の仕組みづくり

(1) 高齢者等のやりがい・生きがい探し支援

障がいがあっても、高齢になっても、役割や出番のある活躍の場を得ることが、やりがい・生きがいのある生活につながります。地域包括支援センターやケアマネジャーなどからの相談を受け、その方に適した活動を紹介します。

(2) 市民がいきいきと活動する機会の創出

～高齢者等の生活支援ニーズに対する推進体制の整備～

複雑・多様化する高齢者等の生活支援ニーズ（買物、病院等の付添い、家事援助等）に対応するため、市民が支援活動（ボランティア活動）に参加するインセンティブのある（意欲を高める）支え合い活動を推進します。

(3) 未来の地域福祉の芽を育む～やさしい心をはぐくむこころみ～

地域福祉への関心を高めることを目的として、小・中学生、高校生、大学生などが、福まち活動に参加・体験し、地域でのボランティア活動や高齢者等の生活、地域課題などを学ぶ仕組みを検討します。

③ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの検討

今後、認知症高齢者の増加や単身高齢者世帯の増加が見込まれ、成年後見制度^(注5 P80)などの権利擁護支援の必要性が高まっていくと考えられます。地域の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し支援に結びつける機能や、法的権限を持つ後見人と地域関係者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し対応する仕組みを検討します。

④ 新たな地域福祉活動の拠点・居場所の調査研究(新たな相談支援体制づくり)

地域での在宅生活を実現するための市民と専門職による地域共生型拠点づくりを調査研究します。空き家など利用可能スペースを活用し、見守り、相談、交流・サロン、居住、人材育成、生活支援など、地域の実情に合った取組を行う地域福祉活動拠点の整備を目指します。

①『コミュニティソーシャルワーク機能の強化』
～「地域支援」、「個別支援」、「仕組みづくり」の強化～

■事業概要

- 社協のコミュニティソーシャルワーク機能（地域支援・個別支援・仕組みづくり）を強化するため、コミュニティソーシャルワーカーの配置を目指し、様々な取組を進めます。
- 地区福まち等の見守り・訪問活動等で発見された市民の困りごと（ニーズ）を地域内で調整し、市民と共に解決（対応）できるよう地区福まちのコーディネート機能を強化するため、地区福まちコーディネーター（仮称）を養成し、継続的に支援します。
- 市社協は、区社協が円滑にコミュニティソーシャルワーク機能を発揮できるよう、より一層、スーパーバイズ機能を高めることで区社協を後方支援します。

■イメージ図 別添のとおり

■活動内容

社協のコミュニティソーシャルワーク機能を強化することで、より一層、地区福まち及び福祉推進委員会等での日常生活支援活動（見守り・訪問活動、ゴミだし、除雪等）の推進を図るとともに、自らアウトリーチすることで、制度の狭間にある市民の困りごとへの対応等を行います。

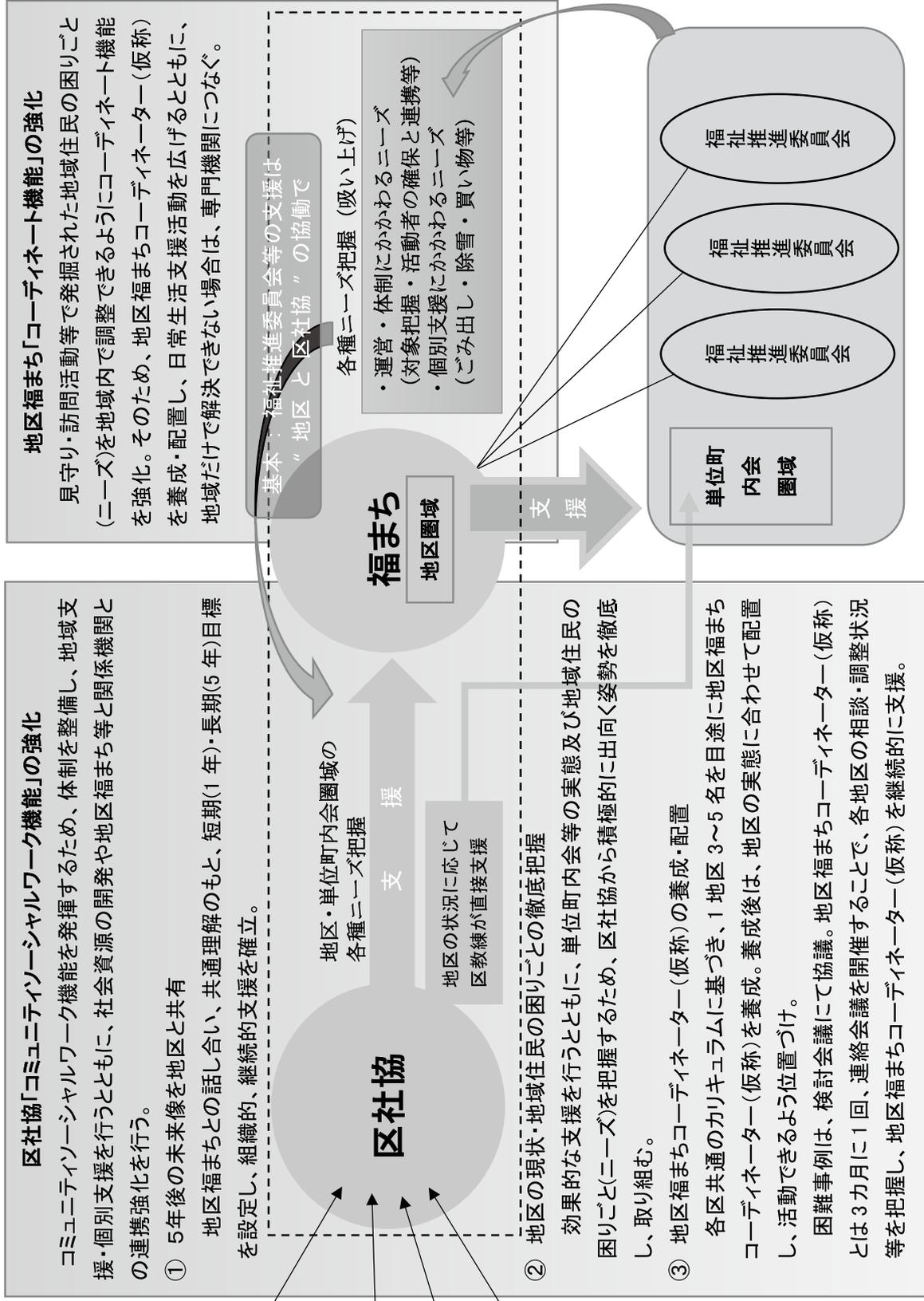
- 5年後の未来像を地区福まちと共有～地区福まちとの話し合い、共通理解のもと、短期（1年）・長期（5年）目標を設定し、組織的・継続的な地区福まちへの支援を確立します。
- 地区の現状・市民の困りごとの徹底把握～地区福まちへの効果的な支援を行うため、区社協が単位町内会等まで積極的に出向く姿勢を徹底し、単位町内会等の実態を把握します。
- 地区福まちコーディネーター（仮称）の養成・支援～地区福まちの活動拠点を確立し、地区福まちのコーディネート機能を強化するため、リーダー・アドバイザー的人材を育成し、継続的に支援します。

■具体的な取組内容

- 地区福まちコーディネート機能の強化
- 地区福まちコーディネーター（仮称）の養成・配置
- 区社協と地区福まちコーディネーター（仮称）との連絡会議の開催
- 現状・ニーズの徹底把握及び記録管理と共有化（見える化）

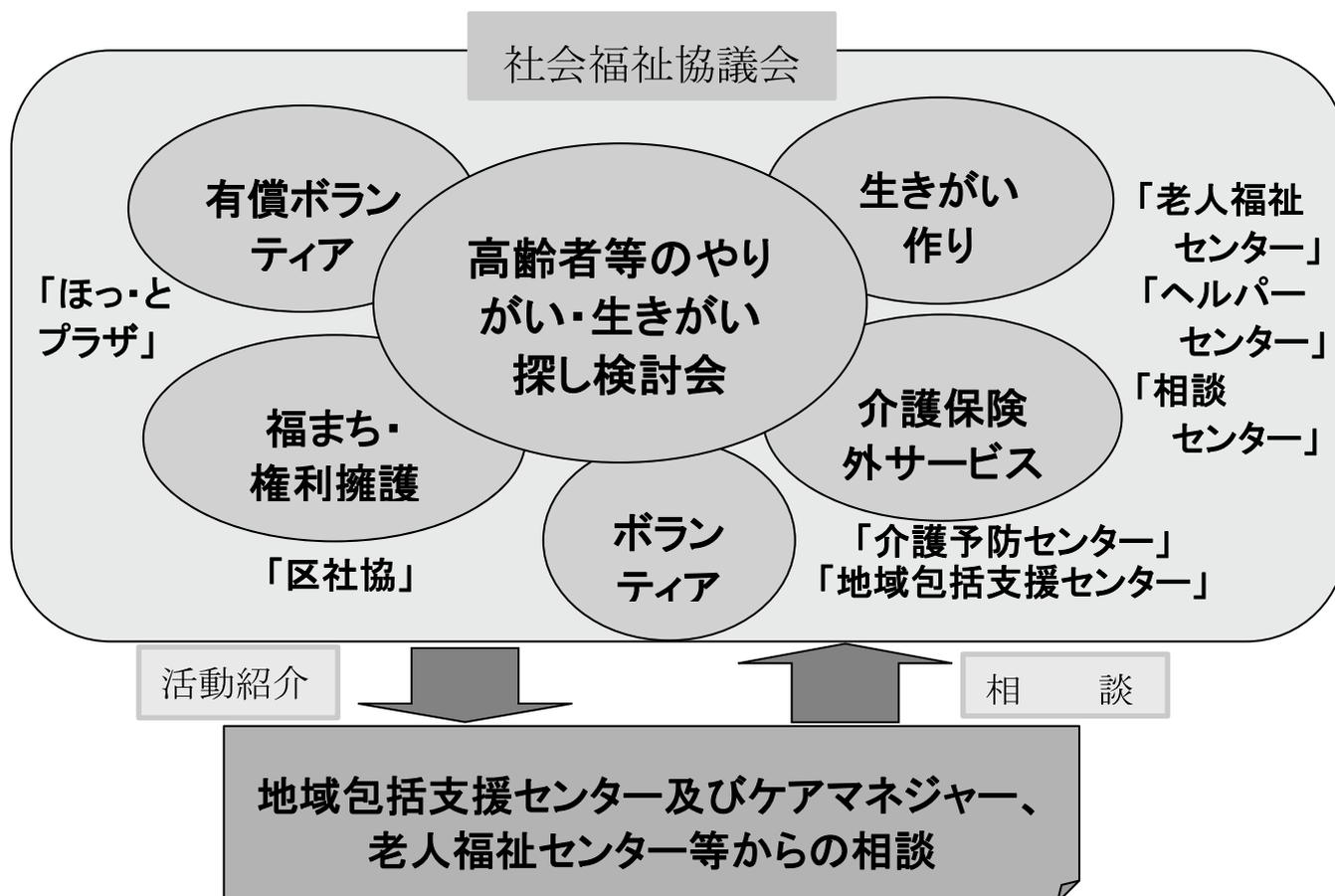
・地区福まち基本情報シート(89 地区)	・地域支援援助記録票
・個別支援対応票・援助記録票・検討会議報告書	・地区社協年表・組織図・構成図(89 地区)
・地域支援課題分析票・支援計画票・支援実施票	
・町内会・自治会基礎データ(見守り・訪問活動を中心とする日常生活支援活動の取組)	

コミュニケーションソーシャルワーク機能の強化に伴う区社協・地区福まちの役割



■事業概要

核家族化やひとり暮らし高齢者等の増加に伴う家族機能の低下や人間関係の希薄化等により、市民が主体となった助け合い・支え合いが必要とされている。社会福祉協議会の持っている多様なノウハウを市民に還元するため、高齢者等のやりがい・生きがい探しを支援することで、高齢者等が少しでも意欲的な生活を送っていただくことを目的とする。

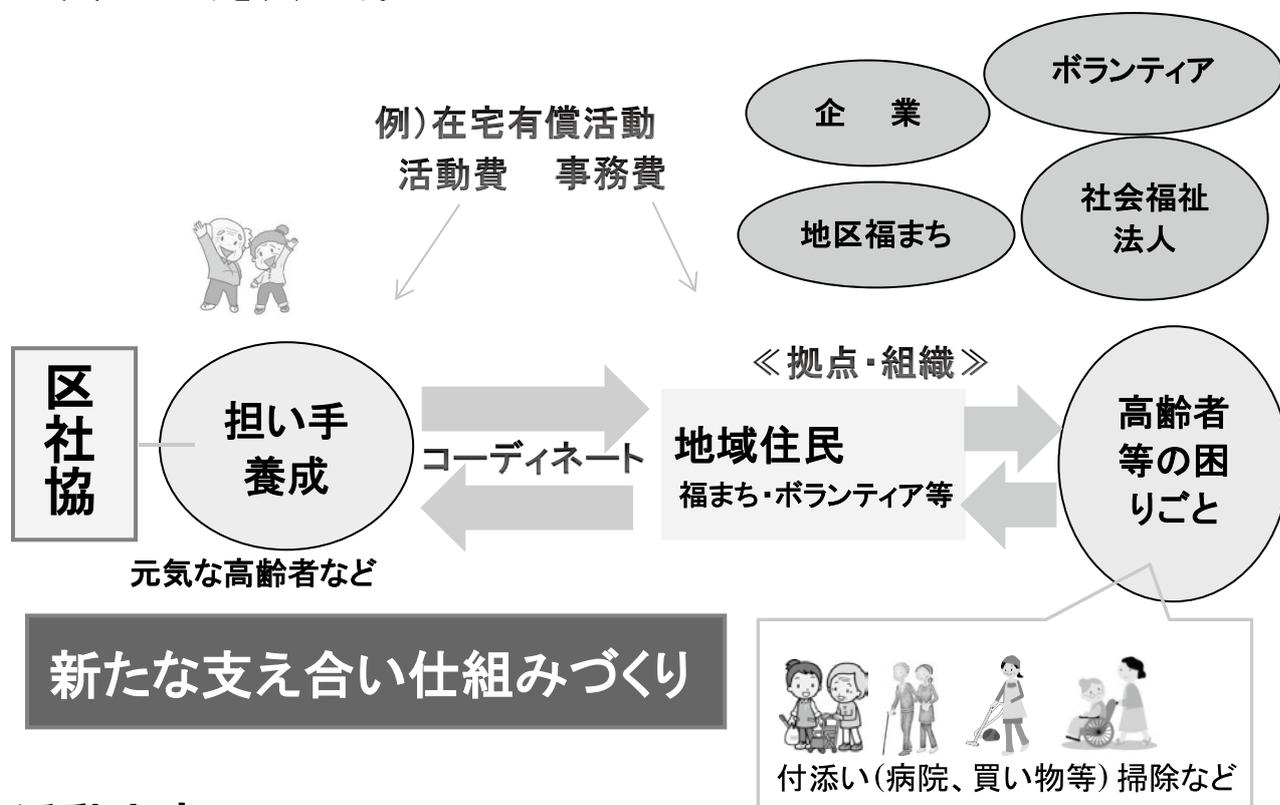


■活動内容

- 高齢者の社会参加をすすめるため、社会福祉協議会の区連携運営会議に合わせ、高齢者等のやりがい・生きがい探し検討会を実施し、地域包括支援センターやケアマネジャーからの相談に対し、高齢者等のやりがいや生きがいにつながるよう具体的な活動の紹介等を行う。
- 高齢者等がやりがいや生きがいに結びつき、社会参加や地域等とのかかわりを持てるようコーディネートする。
- 高齢者等のやりがい・生きがい探しを支援した事例等を広報誌やホームページを通して市民や地域包括支援センター等に周知し、情報提供を行う。

■事業概要

- 複雑化、多様化する高齢者等の生活支援ニーズ(買い物や病院等の付き添い、家事援助等)を支援するため、有償等による活動、企業や社会福祉法人等の公益活動等、多様な地域福祉活動の展開が必要とされている。
- 高齢者等が支え合い活動に参加する機会が増えることで、生活意欲の高揚や介護予防の更なる推進につながり、多様な地域福祉活動が展開され、活動の裾野が広がる。
- 生活支援コーディネーター^(注6P80)が中心となり、地域包括支援センター等の協力により、高齢者等の生活支援ニーズを把握・分析するとともに、担い手を発掘・養成し、新たな支え合いの仕組みづくりをすすめる。



■活動内容

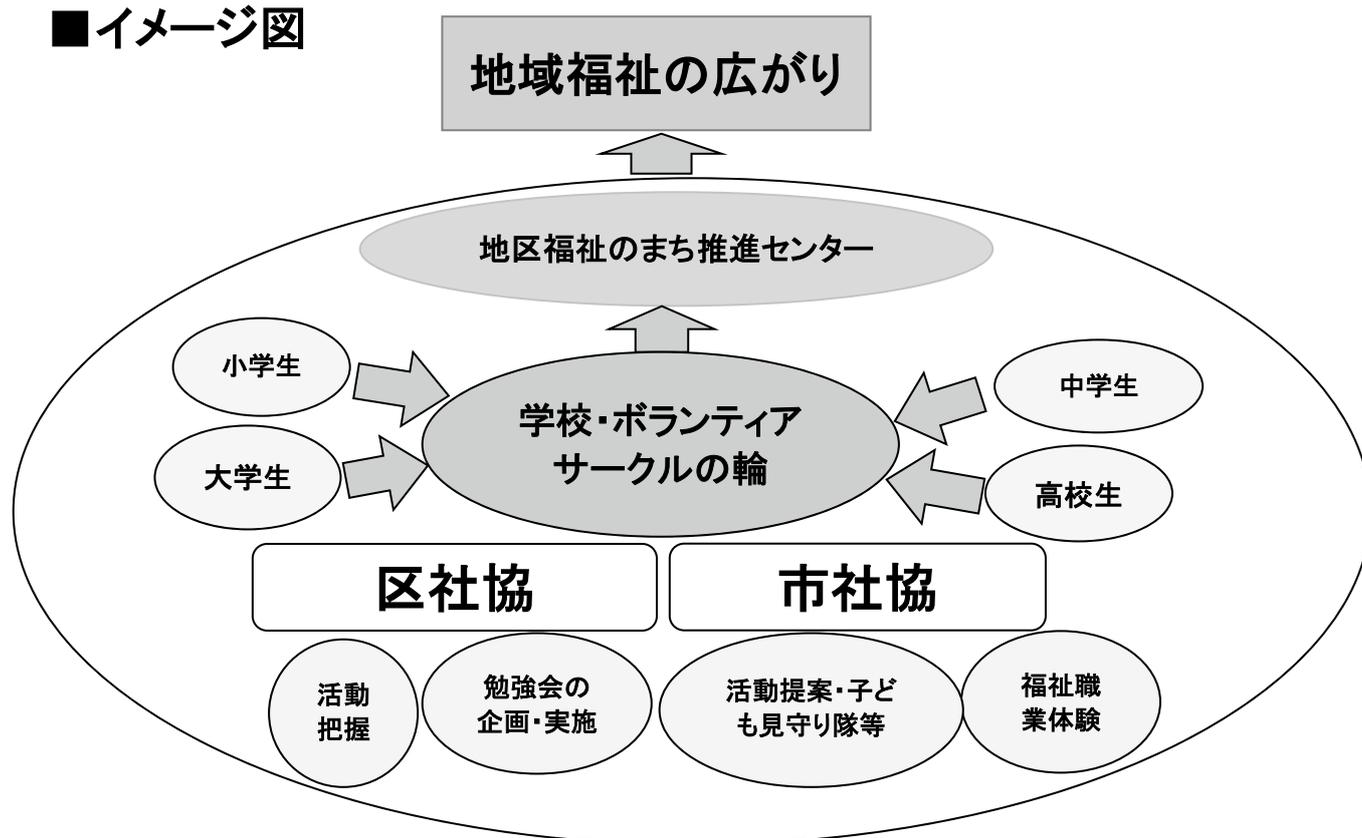
- 高齢者等の生活支援ニーズを把握・分析し、担い手を発掘・養成等するため、地区福まち、企業、社会福祉法人、ボランティア団体、NPO、協同組合等、多様な主体が参加する市・区協議体を開催し、支え合いの仕組みづくりをすすめる。
- 他の政令指定都市社協における生活支援にかかわる有償等による活動、企業や社会福祉法人等との連携事例等について調査し、今後の方向性について検討する。
- 担い手を確保するため、各区毎に各種講座を開催地区・単位町内会で開催される研修会や座談会等を活用し、意識啓発を行う。

『未来の地域福祉の芽を育む』
～やさしい心をはぐくむころみ～

■事業概要

人への思いやりやさしさを育むには、子どもたちからお手伝いを必要としている人たちと触れ合ったり、考える機会などが必要になります。ボランティア活動への参加等を通じて、地域福祉に関心を持つことができるよう、学校のボランティアサークル等への支援を強化するとともに、今まで取り組んできた福祉教育の活性化を図ります。

■イメージ図



■活動内容

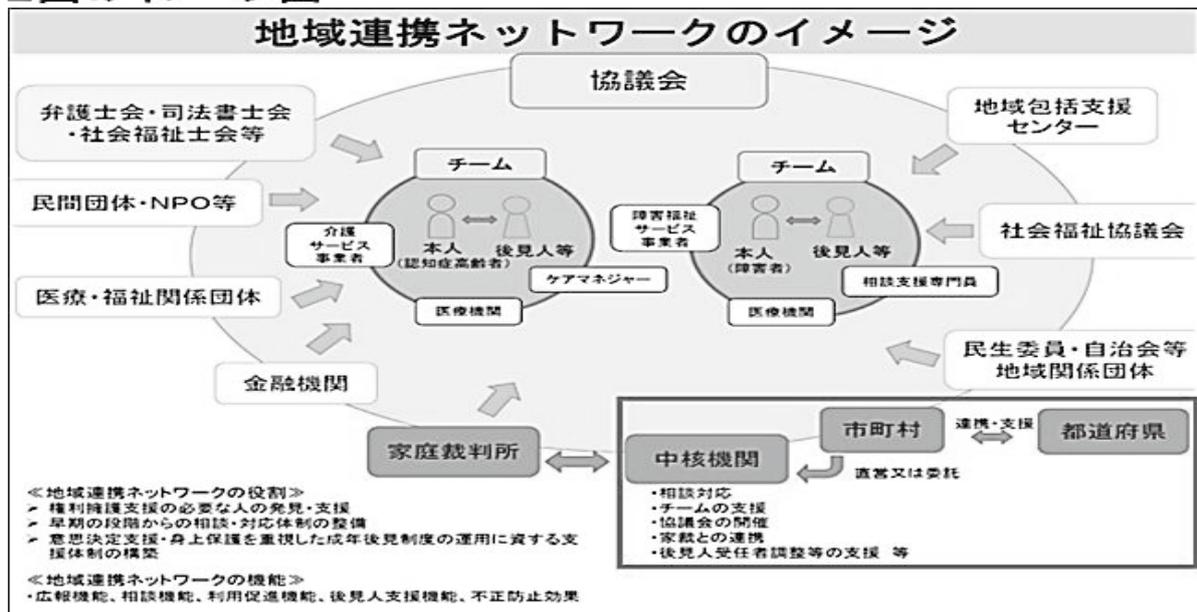
- 札幌市内の小・中学校、高校、大学等のボランティアサークルの活動把握
アンケート調査や学校への聞き取りにより、一覧表等を作成し、活動の状況を把握します。
- 札幌市内の小・中学校、高校、大学等のボランティアサークル連絡会議の開催
 - ①勉強会の企画・実施
 - ②活動提案～福まちイベントへの参加、除雪活動・訪問見守り活動・ふれあいきいきサロン等への参加、夏休み子ども見守り隊の結成など、地区福まち等と連携し、コーディネートする。
 - ③学校への福祉職業体験を斡旋し、調整する。
- 地区福まちへの橋渡し
- 市民に対する地域福祉活動への理解や参加を広げるため、市民が気軽に参加し、情報交換ができる場づくりに取り組む。

■事業概要

成年後見制度利用促進基本計画(市町村計画)は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために平成29年度から平成33年度までに策定されることとなります。

計画のポイントは、(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、(3)不正防止の徹底と利用しやすさ、となっています。なかでも、(2)について、基本計画の策定をすすめる札幌市や家庭裁判所、専門職団体等とより一層連携を深め、本会として検討を進めます。

■国のイメージ図



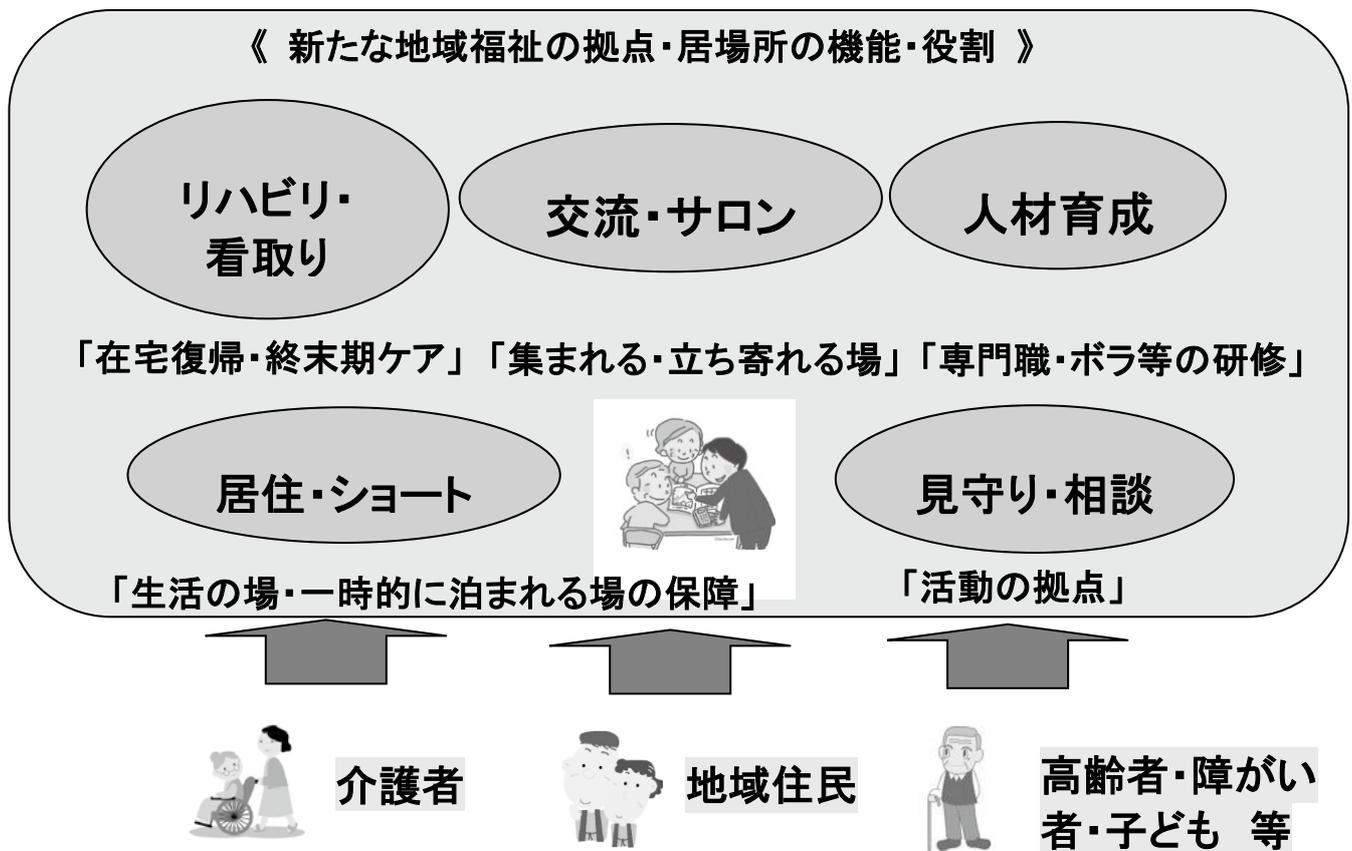
■活動内容

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの役割は、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築となっているため、市社協としてどのような関わりが可能か等の検討をすすめる。特に、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人に身近な地域の関係者が成年後見人と連携し、チームとなって日常的に本人を見守る体制を検討する。
- 地域連携ネットワークの基本的仕組みとして、福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備をするための「チーム」対応、福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みを整備するための「協議会」等の設置を想定しており、「チーム」対応及び「協議会」等について、市社協としてどのような関わりが可能かなどの検討をすすめる。

■事業概要

社協が理想とするセーフティネット機能をもつ地域福祉の拠点・居場所を実現するため、住む場所がない、一時的に泊まれる場所がない等の市民ニーズに対応する居場所や地区福まちや民児協等の地域団体からも必要とされる拠点について調査研究します。

■イメージ図



■活動内容

- 社協職員を中心とするプロジェクトチームを設置し、具体的な検討を進めるとともに、市民の意見を踏まえるため、ワークショップを開催します。必要に応じて、専門家にアドバイスを求めます。
- 拠点・居場所を設置・運営するための運営計画、経営計画を作成し、建物や土地の物件探しや提供、資金提供、運営支援等の協力者を募ります。当面、市内1カ所の運営・実現を目指すため、企画内容、財源・運営費を具体化します。

【共感する】

現在、少子・高齢化、人口減少、単身世帯の増加などにより、地域社会のあり方、ライフスタイル、働き方などが大きく変化しています。家庭における支援機能の低下、世帯の孤立化など、様々な課題が増えています。これに伴い、孤立死、ゴミ屋敷、高齢者の貧困、ひとり親（母子等）家庭の貧困、子どもの貧困等生活困窮の課題、認知症高齢者の介護、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、DV（家庭内暴力）被害、子育て不安、障がい者の在宅生活支援、障がい者の就労、ひきこもり、ニート、ホームレスなど、地域における課題は多様化しています。さらに、これらの課題は、既存制度だけでは対応できなかつたり、専門的な支援が必要であったり、重複している（ダブルケアとなっている）場合があります。これら、複雑・多様化する課題の解決に取り組むためには、まずは、多くの市民が、これらの「課題を共感をもって正しく理解する」、第一歩が必要です。

また、地域の担い手、福祉従事者等の人材の不足は深刻化しています。誰もが、行動を起こすときには、自らの主体的な共感がその動機となります。地域課題への関心を高め、共感から理解、行動につながる取組を行い、地域住民、福祉施設、企業等の主体的な参加を促します。

1 児童・生徒・学生への福祉教育

未来を担う児童・生徒・学生が、地域課題、ボランティア活動、地域活動などに興味を持ち、共感が持てるよう、学校、地域等における福祉教育活動を支援します。

(1) 福祉教育活動の支援

市教育委員会、市保健福祉局、学識経験者等の協力を得て、「小学校高学年向けふくし読本」と「教員向け福祉教育（ふくし学習）ハンドブック」を作成し、毎年、学校の協力のもと、小学校高学年と教職員に配布します。

また、社会福祉協力校の指定や講師紹介、福祉用具の貸出など、学校等における福祉教育の取組を支援します。講師紹介（出張講座等）では、障がいのある方や活動実践者などを紹介し、より具体的なプログラムになるよう支援します。

(2) 福祉教育の啓発

児童が助け合いやボランティアをより身近に感じ、地域福祉に対する意識を育てるきっかけとなるよう、「人にやさしい福祉のまちづくり」をテーマにした『小学生が描く福祉のまちづくりポスター展』を開催します。

また、ボランティア活動のきっかけづくりとして、気軽にボランティア活動が体験できるボランティア体験メニューを提供します。共同募金運動においては、街頭募金への参加や募金箱、壁新聞、バッチなど学童向け啓発グッズの提供を行い、地域福祉への関心を高めます。

2 一般への福祉教育

10～20年前と比べると、ライフスタイルが多様化しており、これに伴い、地域課題も多様化しています。課題を個別に捉え、共感することが大切になっています。一人ひとりの「違い」を認め合い、地域の中で多様性が認められるよう福祉教育を推進します。

(1) 地域における福祉教育の推進

町内会や各種地域団体へ出向き、多様な地域課題を具体的に多くの方々が共感できるよう研修や懇談等を開催します。

企業・団体等が行う研修会等の取組を、講師紹介や研修資材（福祉用具等）の貸出等により支援します。講師紹介（出張講座等）では、障がいのある方や活動実践者などを紹介し、より具体的なプログラムになるよう支援します。

(2) 地域における課題と取組の啓発

地域課題や地域の活動状況などをホームページや広報誌等広報媒体に掲載し、多くの方々に啓発します。とくに、福祉のまち推進事業においては、「見守りの日」を毎月3日に設定し、リーフレット、ポスターなどの配布や活動パネルの展示などを開催し、身近な地域での見守り・訪問活動を啓発します。共同募金運動においては、街頭募金への参加や戸別・法人募金、ポスター、パンフレットによる啓発を行い、助け合い活動への関心を高めます。

《関連する主な事業名》

※最も関連の深い事業を記載しています。

【共感する】（P 2 2～2 3）

- ① 福祉教育の支援
- ② 小学生高学年向け「福祉教育副読本」普及啓発
- ③ 教員向け「福祉体験アイデア集」の普及啓発
- ④ 小学生の描く「人にやさしい福祉のまちづくりポスター」展の開催
- ⑤ 日常的なボランティア体験の受入整備・情報提供
- ⑥ 障がい者等講師派遣事業の充実
- ⑦ 福まちウィーク事業の実施
- ⑧ 企業等に対するボランティア活動等の促進
- ⑨ 社協ホームページにおける地区福まち情報の充実
- ⑩ 共同募金委員会との連携
- ⑪ 福祉用具利用促進事業

【つなげる】（P 2 9）

- ① 福まちパワーアップ事業の拡充
- ② 地域の福祉活動計画づくり
- ⑥ 市民活動フォーラムの開催

【共感する】

事業	事業内容	実績等（H28）
①福祉教育の支援	<p>《児童・生徒・学生》 社会福祉協力校の指定推進や福祉用具の貸出、研修講師の派遣・紹介を行い、学校が行う福祉教育を支援します。また、市教育委員会、市保健福祉局、教育関係者、地域福祉関係者等による福祉教育を推進するための検討会議を開催します。 《一般市民》 企業・団体等が行う研修会等の取組を、講師紹介や研修資材（福祉用具等）の貸出等により支援します。講師紹介（出張講座等）では、障がいのある方や活動実践者を紹介し、より具体的なプログラムになるよう支援します。また、町内会や各種地域団体へ出向き、多様な地域課題を具体的に多くの方々が共感できるよう研修や懇談等を開催します。</p>	<p>《協力校》 349校 《福祉用具の貸出》 210件 《出張講座》 85回</p>
②小学校高学年向け「福祉教育副読本」普及啓発	<p>ボランティア活動に参加したり、高齢者や障がい者の方々が安心して暮らせるまちづくりを考えたりする「小学校高学年向けふくし読本」を毎年、小学校高学年児童に配付するとともに、普及・啓発を小・中学校等へのお出張講座などを通じて図ります。</p>	<p>《配布数》 15,000部 《配布回数》 年1回</p>
③教員向け「福祉体験アイデア集」の普及啓発	<p>教育委員会、学校及び教員の方々と連携して作成した「教員向け福祉教育（ふくし学習）ハンドブック」の普及・啓発を札幌市ボランティア活動センターの研修や出張講座などを通じて図ります。</p>	<p>《配布数》 2,000部 《配布回数》 年1回</p>
④小学生の描く「人にやさしい福祉のまちづくりポスター」展の開催	<p>児童が助け合いやボランティアをより身近に感じ、地域福祉に対する意識を育てるきっかけとなるよう、「人にやさしい福祉のまちづくり」をテーマにポスターのコンクール及び作品展（福まちパネル展と同時）等を開催します。</p>	<p>《コンクール、作品展、表彰式》 年1回開催 《応募数》 32校328作品</p>
⑤日常的なボランティア体験の受入整備・情報提供	<p>ボランティア活動のきっかけづくりとして体験活動を行えるよう、ボランティアの受入先の確保を図るとともに、広報紙やホームページなどの広報媒体により、ボランティアの情報提供を行っていきます。</p>	<p>《体験施設・団体数》 539か所</p>

⑥障がい者等講師派遣事業の充実	障がいのある人が学校や企業、町内会等で講師を務めることで、障がい者に対する市民理解が深まるとともに社会参加がより促進され、ノーマライゼーション理念が実現した社会を目指して障がいのある人を講師として養成し派遣します。	《派遣回数》 106回/年
⑦福まちウィーク事業の実施	地域福祉活動の必要性や地区福祉のまち推進センターの取り組み状況を多くの市民や関係機関・団体等に理解いただくため、9月第3週の「福まちウィーク」において、各種事業を実施します。	《福まちパネル展》 年1回、1週間 《福まち活動写真》 112作品 《広報紙コンクール》 33作品
⑧企業等に対するボランティア活動等の促進	ボランティア活動をより促進していくためには、企業や商店等の役割が重要です。企業や商店などの活動事例（「こども110番」、「地域見守りサポーター」等の見守り活動や募金活動等）を広報紙等で積極的に紹介していきます。また、ボランティア・福祉貢献活動に関心のある企業等の意向・要望に合わせて、出張講座やボランティア活動センターにおいて学ぶ機会の提供・支援を行います。	《出張講座》 16件
⑨社協ホームページにおける地区福まち情報の充実	各地区福まちの活動状況や全市的な動向を社協ホームページへ適宜掲載することにより、福まちの活動者はもとより、一般市民等に対する福まち情報の充実に努めます。	
⑩共同募金委員会との連携	市民や町内会等の協力のもと、街頭募金、戸別募金、法人募金等の方法により募金を集め、社会福祉施設や地区社会福祉協議会、NPOやボランティア団体等の事業への助成を通じて、地域福祉活動を推進します。	
⑪福祉用具利用促進事業	在宅の高齢者、障がい者の自立促進と介護者の負担軽減を図るため、相談員を配置して、福祉用具や介護用品に関する情報を提供します。そのほか、毎月第2土曜日のオープン講座や大規模展示会（福祉用具機器展）を開催します。また、福祉用具の有効活用を目的に、不要になった福祉用具のリサイクル事業を実施します。	《最新情報の提供》 展示品、カタログの更新：随時 《土曜イベント》 年9回 354人 《福祉用具機器展》 2日間1,200人

【育成する】

地域のつながり（地域コミュニティ）の希薄化、高齢化、就労高齢者の増加などにより、地域活動の担い手が不足しています。多くの市民が地域活動やボランティア活動などへの関心を高め、関心を持った市民がボランティア活動等につながる仕組みが必要です。元気な高齢者を始め、障がいのある方も、子どもも、勤労者も、地域社会のために自分が出来ることに取り組める環境を整備し、誰もが「出番」、「役割」、「活躍の場」を得るきっかけを持つ機会を支援します。

また、福祉人材（専門職）についても、少子高齢化、人口減少の影響等により、その確保が課題となっています。福祉職場の魅力発信、業務上の悩み解消、専門的技術の向上による業務負担軽減などを支援します。

1 地域の担い手の育成

市民が、ボランティア活動に参加するための「きっかけづくり」から、知識・技術を習得するための研修など、幅広い研修を開催します。

(1) 福祉啓発研修

地域福祉の現状や福祉制度、地域課題、ボランティア活動などの概要を学び、具体的な活動への動機づけとなる研修を開催します。

(2) ボランティア研修

誰もが安心して活動を始められるよう、様々な分野の入門研修を開催し、活動につなげます。

(3) 地域活動者研修

見守り・訪問活動、ふれあい・いきいきサロン、交流活動など、身近な地域での助け合い活動に関する研修を開催します。また、地域において活動の中核となる地区福まちコーディネーターの育成や地域関係者の連携強化などを推進します。

(4) 各種登録活動者研修

生活支援、権利擁護、子育て支援など、個別の支援活動ごとに登録者等を対象に、支援方法等の研修を行い、資質の向上を図ります。また、障がいのある方などが講師となり学校や団体等で、障がい等に関する講義を行うため、講師養成研修を開催します。

2 福祉人材（専門職）の育成

福祉に従事する人材（専門職）の確保、定着、資質向上を目的に、介護職員、福祉施設職員、介護保険サービス事業所等を対象とした研修会を開催します。

(1) 介護職員の育成

介護職への入口となる介護職員初任者研修をはじめ、介護技術に関する実技研修や腰痛予防、福祉用具の有効活用など介護負担を軽減する研修などを行い、介護職員の確保、定着につなげます。また、資格を持ちながら就業していない方などに対して、研修会開催や相談など必要な支援をします。

(2) 施設職員の育成

社会福祉施設等の職員を対象に、定着と資質向上を目的とした研修を実施します。また、社会福祉施設の地域における役割の見える化や地域貢献活動を進める取組を支援します。

(3) 地域福祉関係者等の育成

地域福祉を推進するためには、地域福祉関係者が互いに切磋琢磨し、連携することが必要です。研修会等の開催をとおして、地域福祉関係者等の資質向上と連携強化を図ります。

《関連する主な事業》

※最も関連の深い事業を記載しています。

【育成する】(P 26～27)

- ① ボランティア活動センターにおける各種研修の開催
- ② 地域見守りサポーター養成研修
- ③ ボランティア大学（札幌ときめき大学）の推進
- ④ ボランティア活動者の支援
- ⑤ 介護サポートポイント事業
- ⑥ 老人福祉センターを拠点としたボランティア活動の推進
- ⑦ シニアの社会参加の促進～老人福祉センター等におけるシニアボランティア講座の開催
- ⑧ 地域における住民主体の介護予防活動の実施に係るキーパーソン支援の実施
- ⑨ 市民後見推進事業
- ⑩ 介護職員初任者研修事業
- ⑪ 同行援護従事者養成研修
- ⑫ 介護職員人材定着化事業
- ⑬ 介護保険サービス事業所等の職員の資質向上と制度への市民理解の促進
- ⑭ 施設職員の資質向上と施設機能の PR の促進
- ⑮ 社協職員研修

【支援する】(P 39～44)

- ③ 地域支え合い有償ボランティア事業
- ⑥ さっぽろ子育てサポートセンター事業
- ⑦ 日常生活自立支援事業の推進
- ⑳ 市・区災害ボランティアセンターの推進

【育成する】

事業	事業内容	実績等 (H28)
① ボランティア活動センターにおける各種研修の開催	多様な福祉課題に対応するボランティア活動者や福祉のまち推進事業活動者を中心に、民生委員・児童委員、福祉施設職員などの社会福祉事業従事者も含めた幅広い福祉人材を養成・支援することを目的に、様々な研修を開催します。	《研修プログラム・受講者数》 170研修 4,055人 《出張講座・受講者数》 210研修 9,302人
② 「地域見守りサポーター」養成講座の充実	見守り活動へのより多くの市民参加を促進するため、企業や学校、老人クラブなど、幅広い組織・団体に対して、見守りに対する理解を深めてもらうための本研修を引き続き実施します。	《サポーター数》 9,218人(累計)
③ ボランティア大学(札幌ときめき大学)の推進	ボランティア活動を継続していくために必要な知識や技術を学び、卒業後はボランティア活動やボランティアリーダーとして活動する人材を養成します。	《修了者数》 166名(累計)
④ ボランティア活動者の支援	札幌市ボランティア連絡協議会等の活動者に対して、活動が十分に行われるよう、情報提供や研修事業など支援活動を行っていきます。	《会員数》 個人796人 団体320団体 《研修会》 年3回
⑤ 介護サポートポイント事業	65歳以上の市民が、自らの健康を維持し、住み慣れた地域でいきいきと暮らしながら、地域社会の支え合いに参画することを目的として、ボランティア活動に応じたポイントを付与します。	《受入施設数》 157施設 《登録者数》 1,369人
⑥ 老人福祉センターを拠点としたボランティア活動の推進	ボランティア活動に関するパンフレットや案内チラシを老人福祉センターに常置するとともに、センター利用者へ配布することで情報提供等周知の拡大を図ります。また、区社協との連携により、センターを拠点としたボランティア研修や相談会の充実を図ります。	《研修受講者数》 170名
⑦ シニアの社会参加の促進～老人福祉センター等におけるシニアボランティア講座の開催	老人福祉センター利用者を対象としたシニア向けボランティア講座を開催します。地域社会において必要とされるボランティアの現状や役割について知識を深めるとともに、地域福祉の担い手の養成や振興・普及を支援します。	《講座受講者数》 185名
⑧ 地域における住民主体の介護予防活動の実施に係るキーパーソン支援の実施	一般介護予防事業として、老人福祉センター利用者や地域の方々を対象に介護予防教室の普及拡大に向けたキーパーソン支援事業を行い、各地域における介護予防活動支援を推進していきます。	

⑨市民後見推進事業	成年後見制度の新たな担い手である市民後見人を育成するための養成研修、札幌市へ登録された後見人候補者のフォローアップ研修を開催します。また、市民後見人が家庭裁判所から選任されるまでの調整や、選任後の活動を支えるため、支援体制の充実を図り、関係機関等との連携を通して、制度の総合的な推進を図ります。	《市民後見人養成研修受講者》 85名（累計）
⑩介護職員初任者研修事業	介護の仕事に就く人にとって必修と定められた研修であり、介護の基礎的な知識、及び生活支援の技術を中心に学びます。	《研修受講者》 14人
⑪同行援護従業者養成研修（一般・応用課程、全身性を含む）	視覚障がいにより移動が困難な利用者に対して、外出時に同行して行う移動の介助者を養成する研修で、代読や代筆などの介助、その他外出に必要な支援を行う人材を育成し、サービスの充実に努めます。	《研修受講者数》 84人
⑫介護職員人材定着化研修	介護保険事業所で働く職員の離職防止と定着化を目的に、労働環境の整備に役立つ各種の研修を実施し、福祉人材の確保と育成両面から支援します。	《研修受講者数》 1,245人
⑬介護保険サービス事業所等の職員の資質向上と制度への市民理解の促進	市民への介護保険制度への理解促進、介護関係職員の資質向上を図ることを目的に、ネットワークづくりや各種研修会、市民向け講演会の実施などを通して、介護保険サービス事業所連絡協議会の運営を支援するとともに、介護支援専門員連絡協議会等の団体との連携を進めます。	《会員数》 300事業所
⑭施設職員の資質向上と施設機能のPRの促進	高齢者、障がい者、児童養護、母子、保育及び救護などの社会福祉施設の資質向上や市民の理解促進を目的に各種セミナーや事業を実施します。	《研修会》 年2回、204人 《課題解決事業》 年1回、100人
⑮社協職員研修	社協職員として備わっていない基本的な知識の習得、提供技術の向上、サービスの質の充実を図ることを目的に、各種職員研修を体系的に実施するため、内部に設置した各作業部会とも連携しながら実施します。	《プログラム数》 164研修 《参加者数》 延べ2,267人 ／年

【つなげる】

課題認識の共有と課題解決力の向上のため、地域の人と人、人と団体、団体と団体などをつなげる事業に取り組みます。

1 地域内団体の連携

① 各種団体の連携支援

町内会、地区社協、地区民生委員児童委員協議会、老人クラブ、学校などの連携を支援し、地域課題の共有、情報の共有、活動の協働を促進します。

② 福祉推進委員会等の設置、活性化

見守り・訪問活動等を中心とする日常生活支援活動を推進するため、単位町内会・自治会ごとに、活動の核となる方々（町内会役員、民生委員・児童委員、老人クラブ、保護司、青少年育成委員、ボランティアなど）からなる福祉推進委員会等をせっちするとともに、既に設置されている福祉推進委員会等が活性化されるよう働きかけます。

③ 地区福まちコーディネーターの養成・配置

地区福まち活動の拡充には、単位町内会を支援するための調整力と、単位町内会等が発見した個別課題の解決を支援するための調整力が必要になっています。この2つの調整力を高めるために、地区福まちコーディネーター（仮称）の養成・配置を進め、地区福まちのコーディネート機能が高まるよう区社協が支援します。

2 市民同士の連携

① 集いの場づくり

「ふれあい・いきいきサロン」や「介護予防事業」などにより、集いの場の設置を推進し、身近な地域の市民同士が知り合い、ちょっとした困りごとを気軽に相談・助け合える関係づくりを支援します。

② 生きがい・交流の場の提供

高齢者や障がい者が生きがいを持って地域で活躍できるよう、老人福祉センターやボランティア活動センターが交流活動、サークル活動、ボランティア活動を支援します。

3 多様な機関・団体との連携

複雑・多様化している地域課題に対応するため、専門機関同士の連携、専門機関と地域団体の連携、福祉関係以外の団体等との連携を強化します。